第二千七百二十七号

平成二十九年

曜

月

日

九月四日

目 次

示

六〇六 六〇五

○平成二十九年度後期技能検定の実施………………………………………六○七

告 示

次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。 山梨県告示第二百五十五号 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、

平成二十九年九月四日

山梨県知事

後 藤

斎

ヨーネ病	病 家 畜 伝 類
牛	家畜の種類
串心 玄笛	の疑患 区似患 分患は
_	発生頭数
韮崎市	発生場所
平成二十九年八月二十四	発生年月日

山梨県告示第二百五十六号

により、次のとおり土地収用事業の認定をした。 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。) 第二十条の規定

平成二十九年九月四日

起業者の名称 中央市

Щ

梨県公

報

第二千七百二十七号

平成二十九年九月四日

山梨県知事 後 藤

斎

事業の種類 中央市役所敷地外駐車場整備事業

起業地

収用の部分 山梨県中央市臼井阿原字高儘地内

2 使用の部分 なし

几 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

る事業に該当する。 方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関す 件施設」という。)を整備する事業であることから、法第三条第三十一号に掲げる「地 田富庁舎の統合庁舎整備に伴い不足する来庁者、公用車及び職員駐車場(以下「本 中央市役所敷地外駐車場整備事業(以下「本件事業」という。)は、中央市役所

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

田富庁舎の統合庁舎整備についてその具体的な方針を定めている。 起業者は、平成二十八年三月に「中央市庁舎整備基本計画」において中央市役所

上することを確約している。 費について予算措置を講じており、また工事費については、同年度補正予算にて計 また、起業者は、平成二十九年度当初予算において本件事業の用地費その他の経

められる。 よって、これらのことから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

本件事業の施行により得られる公共の利益

舎に本庁機能を分散する分庁制を採用し、新たな庁舎建設については、交通事情、 市民の利便性等を考慮する中で新市の中心部に建設することとし、現在に至って たものであるが、合併後の市役所庁舎について、当分の間は、それぞれの役場庁 起業者は、平成十八年二月に、旧玉穂町、旧田富町、旧豊富村が合併し誕生し

整備することを決定した。 験者の検討結果も踏まえて検討を重ね、ワンストップサービスを提供できるよう に本庁機能を集約する統合庁舎を整備することとし、その統合庁舎を田富庁舎に 新たな庁舎建設については、起業者は、合併後からこれまでに、市民、学識経

勤務職員がこれまでより増大すること、また統合庁舎を整備するに当たっては、 従前の駐車場用地の一部に増設庁舎を建設することから駐車スペースが減少する 統合庁舎整備をする田富庁舎には、本庁機能を集約化することから来庁者及び

Ш

台数は百九十四台であり、二百六十台の駐車場が不足することが見込まれる。四百五十四台の駐車場が必要となるが、一方、統合整備後の田富庁舎の駐車可能後の田富庁舎には、来庁者百五十台、公用車八十四台、職員用二百二十台の合計配備予定台数、統合整備後の田富庁舎の勤務職員数を勘案したところ、統合整備ことになり、現状の田富・玉穂・豊富の三庁舎の来庁者の利用状況調査、公用車

家用車に事実上限定される。いることから、田富庁舎への交通手段は、田富庁舎近傍の市民、職員を除き、自るが、田富庁舎までそれぞれ二・一キロメートル及び一・六キロメートル離れてであること、電車については中央市内にJR身延線の東花輪駅及び小井川駅があ田富庁舎への交通手段について、路線バスについては一日片道四便の運行のみ田富庁舎への交通手段について、路線バスについては一日片道四便の運行のみ

用車駐車のため職員個人が借りることのできる民間の貸駐車場が存在しない。また、田富庁舎近辺の農地及び市街地には、二百二十台分もの職員用通勤自家

可欠なものである。
「可欠なものである。
「一次なものである。
「一次でものである。

用も計画されている。
また、本件施設は、災害・有事の際の支援場及びイベントスペースとしての利

認められる。
したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると

』 本件事業の施行により失われる利益

及び動植物が存在しない。の保存に関する法律により保護のための特別の措置を講ずべき埋蔵文化財包蔵地の保存に関する法律により保護のための特別の措置を講ずべき埋蔵文化財包蔵地本件事業の起業地には、文化財保護法及び絶滅のおそれのある野生動植物の種

全対策を図ることとしている。の専門交通指導員と連携を密に図り、通学時間中の工事車両の通行制限などの安の専門交通指導員と連携を密に図り、通学時間中の工事車両の通行制限などの安いように配慮し、工事車両については、危険箇所に交通誘導員を配置し、市については、低騒音型重機を使用するとともに日曜日・祝日・夜間には工事を行また、工事期間中における騒音・工事車両等の影響について、起業者は、騒音また、工事期間中における騒音・工事車両等の影響について、起業者は、騒音

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

代替案との比較

出入りの容易性・安全性、都市計画法・農業振興地域の整備に関する法律などの本件事業の施行位置については、必要面積の確保、田富庁舎からの距離、車両

満たす最も適切なものと認められる。定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を関係法令との整合性、周辺土地への影響など、社会的、経済的な要件を考慮し選

四 比較衡量

も適切であると認められる。られるとともに、□で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認め果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益を比較衡量した結(□で述べた得られる公共の利益と□で述べた失われる利益を比較衡量した結

られるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認め

4 法第二十条第四号要件

本件事業を早期に施行する必要性

| 「こう・こう。 | 「「「「」」」 | 「「」」 | 「「」」 | 「」」 | 「一の完成とし、平成三十一年度より統合整備庁舎の供用開始としている。| 中の完成とし、平成三十一年度より統合庁舎整備は、中央市庁舎整備基本計画において、平成三十年度

起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

 (\Box)

要な範囲であると認められる。

一要な範囲であると認められる。

では、国土交通省の駐車場設計・施工指針等をもとに算出していることから、必舎の勤務職員数から必要駐車台数を算出し、また、本件施設の面積算出に当たっ舎の三庁舎の来庁者の利用状況調査、公用車配備予定台数、統合整備後の田富庁本件事業に係る起業地の範囲は、3○で述べたように、現状の田富・玉穂・豊

、 1/-- た… 17、17.1. でいることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。 また、 収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるの〕 収用する公益上の必要性

で、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結验

断することができる。 十条各号の要件を全て充足すると判しから4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 中央市役所庁舎整備室

| 山梨県告示第二百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

所において、この告示の日から平成二十九年九月二十五日まで一般の縦覧に供する。路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務

平成二十九年九月四日

山梨県知事 後 藤

斎

県道	種道 類路 の
塩 山	路
勝	線
沼線	名
五番一地先まで 工番七地先から 二番七地先から 中州市塩山上於曽字塩山二〇三	区間
	~ 7:f
===	(メ !
0	少長
年 九 月 四 日 九	期日開始の

山梨県告示第二百五十八号

一日から施行する。 第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十九年九月十第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十九年九月十三号)

平成二十九年九月四日

山梨県知事 後 藤

斎

指定する図書類(雑誌)の名称及び発行所

1 和	3 A
目を背けたい人たちまんがどうかしてる悪人たち壊れてる人	コアマガジン
新ぶらりヌキの旅 vol. 2 山崎大紀の日本縦断!!	インテルフィン
いやらしはずかし。	竹書房
Young Love Comic aya 《月時	宙あおぞら出版
mini Berry vol. 33	秋水社
petit プチロゼ Rose 2017 vol. 27	秋水社

月刊劇漫スペシャル 2017 9月号 竹書房

罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。 指定する理由 著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯

公 告

》 平成二十九年度後期技能検定の実施

の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項

平成二十九年九月四日

山梨県知事 後 藤

斎

一 実施職種

- 1 特級 特級の検定職種のうち後期(平成二十九年十月一日から平成三十年三月三年) 特級 特級の検定職種のうち後期(平成二十九年十月一日から平成三十年三月三年) おり は、製造とする。
- 者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検2 一級及び二級 一級及び二級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上

金型製作	さく井	検定職種
加工法 プレス金型製作・金属プレス プレス金型製作作業	法 ロータリー式さく井施工 作業 ロータリー式さく井工パーカッション式さく井施工 パーカッション式さく井工事	学科試験の選択科目
プレス金型製作作業	事作業 ロータリー式さく井工事	実技試験の選択科目

Ш

梨県公

山 梨 県 公 報 第二千七百二十七号 平成二十九年九月四日

工場板金	法レットパンチプレス板金加工機械板金加工法 数値制御タ	レットパンチプレス板金作業機械板金作業 数値制御タ
金属ばね製造	薄板ばね製造法	薄板ばね製造作業
機械検査	なし	なし
電気機器組立て	シーケンス制御法	シーケンス制御作業
半導体製品製造	回路組立て法 集積回路チップ製造法 集積	積回路組立て作業 集積回路チップ製造作業 集
造プリント配線板製	ント配線板製造法 プリント配線板設計法 プリ	リント配線板製造作業 プリント配線板設計作業 プ
時計修理	なし	なし
空気圧装置組立て	なし	なし
農業機械整備	なし	なし
施工冷凍空気調和機器	なし	なし
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服縫製作業
石材施工	石材加工法	石材加工作業
パン製造	なし	なし
建築大工	なし	なし

かわらぶき	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	鉄筋組立て作業
施工	なし	なし
防水施工	法 塩化ビニル系シート防水施工法 成ゴム系シート防水施工法 アスファルト防水施工法 合	工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作 つんゴム系シート防水工事作 アスファルト防水工事作 アスファルト防水工事作業
図 機械・プラント製	機械製図法	機械製図CAD作業
電気製図	なし	なし
塗装	鋼橋塗装法	鋼橋塗装作業
はそれぞれ同表の中し、当該検定職種ご3 三級 三級の検定	はそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。し、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目三級(三級の検定職種のうち後期に実施するものは「	れ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するもの三級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種と

はそれぞれ同表の中し、当該検定職種ご	それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科品	れぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するもの
検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
機械加工	旋盤加工法	普通旋盤作業
機械検査	なし	なし
電子機器組立て	なし	なし

Щ
梨
県
公
報
第一
<u>=</u>
第二千七百]
<u>=</u>

平成二十九年九月四日

電気機器組立て	ーケンス制御法 シ	配電盤・制御盤組立て作業
造プリント配線板製	ント配線板製造法 プリント配線板設計法 プリ	リント配線板製造作業 プリント配線板設計作業 プ
時計修理	なし	なし
施工冷凍空気調和機器	なし	なし
家具製作	なし	なし
プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
建築大工	なし	なし
管	建築配管施工法	建築配管作業
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	なし
トレーション	なし	ンCAD作業
図機械・プラント製	なし	機械製図CAD作業
電気製図	なし	なし
貴金属装身具製作	なし	なし

するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。 る職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択4 単一等級 単一等級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表の上欄に掲げ

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
電子回路接続	なし	なし
工 樹脂接着剤注入施	なし	なし

二 試験の方法 実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

- での間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。 () 実施期日 平成二十九年十二月四日(月)から平成三十年二月十八日(日)ま
- (二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- て行う。ただし、一部の職種については、公表しない。(甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内)におい三)問題の公表。平成二十九年十一月二十七日(月)から山梨県職業能力開発協会

2 学科試験

─ 実施期日

	1	2	1	職
整 械製 挨 検 作		服	_	種
光導を	級	三級造	級及	
整 光学機器製造 半導体製品製造 当導体製品製造	鋳造	電配気管	級及び二級	
石製地	冱	機	級	
道 造 人 人加二	金属 4	電気機器組立て配管・型枠施工	機	
内プ電上	金属熱処理	立施って工	機械検査	
機ンチボ場	理	西己		
学機器製造 内燃機関組立て 空体製品製造 プリント配線板製造 ダリント配線板製造 ダイカスト 電子機器組立て金属プレス加工 工場板金 めっ	機械加工	管	電気機器組立て	
て板立	加 工	型枠	機器	
気 電き	放	型枠施工	組立	
圧 自 気 装 動 機 仕	放電加工			
上装置組 発器組 仕上げ		3	婦 人	
空気圧装置組立て 電気機器組立て 電気機器組立て	金型	-	婦 人 子 供	
				 実
十八日	平成三十年一月一	十二日(日)	平成三十年一月一	実施期日
H H	十年	 	十 年	Ħ
	月		<u>·</u> 月	
	<u></u>			

3 2 三級 機械加工 3 2 一級及び二級 さく井 1 ント配線板製造 機械・プラント製図 パン製造 防水施工 機械・プラント製図 服製造 プラスチック成形 ト配線板製造 プラスチック成形 ぶき 鉄筋施工 一級及び二級 テクニカルイラストレーション 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 時計修理 冷凍空気調和機器施工 電子回路接続 建設機械整備 コンクリート圧送施工 電気製図 空気圧装置組立て 建築大工 金属ばね製造 機械検査 電子機器組立て プリン 貴金属装身具製作 金型製作 樹脂接着剤注入施工 パン製造 半導体製品製造 婦人子供服製造 電気製図 建築大工 工場板金 家具製作 石材施工 鉄筋施工 時計修 かわら プリ 紳士 塗 日 平成三十年二月四 日 日

実施場所 甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センタ

受検申請の手続

几

提出書類

- 技能検定受検申請書
- 次のいずれかの本人確認書類の写し
- ること。) 運転免許証又は個人番号カード(個人番号が記載されている箇所は黒塗りす
- 特別永住者証明書又は在留カード
- 健康保険被保険者証
- 生徒手帳又は学生証(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)
- 外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄
- (6) (5) (4) (3) (2) ものに限る。) その他日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できる
- 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- 2 試験手数料

- (2)から(4)までに掲げる者以外の者 一の検定職種につき一万七千九百円
- 者を除く。) 一の検定職種につき八千九百円 九号)別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者並びに(3)及び(4)に掲げる 三十五歳未満のもの(出入国管理及び難民認定法 二級又は三級を受けようとする者であって、平成二十九年四月一日において (昭和二十六年政令第三百十
- する各種学校に在学する者をいう。⑷において同じ。)(⑷に掲げる者を除く。) 同法第百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第百三十四条第一項に規定 法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。)、大学、高等専門学校若しくは 等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)、特別支援学校(同 は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校、 課程の職業訓練を除く。)を受けている者(現に雇用されている者を除く。)又 若しくは同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法第 は同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において職業訓練 法律第六十四号)第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設若しく 二十四条第三項に規定する認定職業訓練(省令第九条に規定する短期間の訓練 (省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。)を受けている者 二級又は三級を受けようとする在校生(職業能力開発促進法 一の検定職種につき一万千九百円 (昭和四十四年 中
- 格をもって在留する者を除く。) 一の検定職種につき二千九百円 いて三十五歳未満のもの 二級又は三級を受けようとする在校生であって、平成二十九年四月一日にお (出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資
- 学科試験 一の検定職種につき三千百円
- 3 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申 料は還付しない。 を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数 試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書 請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科
- 受付期間 平成二十九年十月二日 (月) から同月十三日 (金) まで
- 5 梨県職業能力開発協会(電話○五五—二四三—四九一六) 提出先 甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内山
- 6
- 請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会で交付する。なお、 返信用封筒(角形二号の封筒に、宛先を記入し、百二十円分の切手を 申

梨

県

公 報

第二千七百二十七号

発行者	山梨県
山梨県	· 公報
甲府市丸の内	第二千七百二十七号
甲府市丸の内一丁目六番一号	
号	平成二十九年九月四日
印刷所	九月四日
株サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
番	
	大一二